

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p>調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p><u>なお、納税義務者に対して都合を聴取する際は、法第65条第5項に規定する調査通知を併せて行う。</u></p> <p>おって、調査通知及び事前通知の実施に当たっては、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 1 納税義務者に税務代理人がある場合において、当該税務代理人が提出した税務代理権限証書に、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載があるときは、当該納税義務者への<u>都合の聴取、調査通知及び事前通知</u>は、当該税務代理人に対して行えば足りることに留意する。</p> <p>2 納税義務者に税務代理人が数人ある場合において、これらの税務代理人が提出した税務代理権限証書において、代表する税務代理人の定めがあるときは、これらの税務代理人への事前通知は、当該代表する税務代理人に対して行えば足りるが、当該代表する税務代理人以外のこれらの税務代理人（以下「他の税務代理人」</p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p>調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (同 左)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p><u>なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</u></p> <p>(注) 1 納税義務者に税務代理人がある場合において、当該税務代理人が提出した税務代理権限証書に、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載があるときは、当該納税義務者への事前通知は、当該税務代理人に対して行えば足りることに留意する。</p> <p>2 納税義務者に税務代理人が数人ある場合において、これらの税務代理人が提出した税務代理権限証書において、代表する税務代理人の定めがあるときは、これらの税務代理人への事前通知は、当該代表する税務代理人に対して行えば足りるが、当該代表する税務代理人以外のこれらの税務代理人（以下「他の税務代理人」</p>

改正後	改正前
<p>という。)への事前通知は行われなため、他の税務代理人へ通知事項を伝えるよう当該代表する税務代理人に連絡することに留意する。</p> <p>3 納税義務者に対して事前通知を行う場合であっても、納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、納税義務者には<u>調査通知のみを行い</u>、その他の事前通知事項は税務代理人を通じて通知することとして差し支えないことに留意する(手続通達7-1)。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 事前通知を行わない場合の手続  実地の調査を行う場合において、納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁、国税局又は税務署がその時点で保有する情報に鑑み、</p> <p>① 違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ</p> <p>② その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を行わないものとする。</p> <p>この場合、事前通知を行わないことについては、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する(手続通達4-7、4-8、4-9、4-10)。</p> <p>(注)1 複数の納税義務者に対して同時に調査を行う場合においても、事前通知を行わないことについては、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>2 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「<u>調査を行う旨</u>」、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」、「調査対象者の氏名又は名称及び住所又は居所」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項(調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間等)以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意する。</p>	<p>という。)への事前通知は行われなため、他の税務代理人へ通知事項を伝えるよう当該代表する税務代理人に連絡することに留意する。</p> <p>3 納税義務者に対して事前通知を行う場合であっても、納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、納税義務者には<u>実地の調査を行うことのみを通知し</u>、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知することとして差し支えないことに留意する(手続通達7-1)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 事前通知を行わない場合の手続  実地の調査を行う場合において、納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁、国税局又は税務署がその時点で保有する情報に鑑み、</p> <p>① 違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ</p> <p>② その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を行わないものとする。</p> <p>この場合、事前通知を行わないことについては、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する(手続通達4-7、4-8、4-9、4-10)。</p> <p>(注)1 複数の納税義務者に対して同時に調査を行う場合においても、事前通知を行わないことについては、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>2 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」、「調査対象者の氏名又は名称及び住所又は居所」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項(調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間等)以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意する。</p>

改正後	改正前
なお、税務代理人がある場合は、当該税務代理人に対しても、 臨場後速やかにこれらの事項を通知することに留意する。 3～5 (省略)	なお、税務代理人がある場合は、当該税務代理人に対しても、 臨場後速やかにこれらの事項を通知することに留意する。 3～5 (同左)